

対象世帯一覧

	対象世帯	区分
①	ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が配偶者のいない方であり、同居親族が申込者の20歳未満の子のみであること。
②	高齢者世帯	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。 ①配偶者(内縁、婚約者を含む)、②57歳以上、③18歳未満④身体障害者手帳1～4級の身体障害者、⑤愛の手帳1～3度の知的障害者、⑥精神障害者保健福祉手帳1、2級の精神障害者 <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者が60歳以上であること。
③	心身障害者世帯	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人又は同居親族の少なくとも1人が次のいずれかに該当すること。 ①身体障害者手帳1～4級の身体障害者、②愛の手帳1～3度の知的障害者、③精神障害者保健福祉手帳1、2級の精神障害者、④戦傷病者(恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害あり) <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「同居親族がいる場合」の資格要件に加え、①愛の手帳4度の知的障害者、②精神障害者保健福祉手帳3級の精神障害者も対象となる。
④	多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その全員が都営住宅に入居できること。
⑤	特に所得の低い一般世帯	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居する方全員の所得の合計が、特に所得の低い一般世帯として都が定める基準内であり、かつ次のいずれかに該当すること。 ア 生活保護又は中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援給付を受給していること。 イ 申込者本人が40歳以上であり、かつ同居者全員が①40歳以上②18歳未満のいずれかであること。 <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護又は中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援給付を受給していること。
⑥	小さな子どもがいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族に小学校就学前の児童が2人以上いて、その全員が都営住宅に入居できること。